

参考資料

四街道市こどもルーム条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|--|----------------------------|
| (設置等) | (設置等) |
| 第2条 (略) | 第2条 (略) |
| 2 こどもルームの名称及び位置は、次のとおりとする。 | 2 こどもルームの名称及び位置は、次のとおりとする。 |
| 名称 | 位置 |
| 四街道小そらこどもルーム～ 八木原小けやきこどもルーム | (略) |
| 四和小ひかりこどもルーム 四和小のぞみこどもルーム 四和小つばさこどもルーム | 四街道市和良比228番地 |
| 吉岡小こどもルーム～みそら 小こどもルーム | (略) |
| 3～5 (略) | 3～5 (略) |